

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

「山に緑と活力を！住まいに埼玉の木を！」

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県

## 3 地域再生計画の区域

埼玉県の全域

## 4 地域再生計画の目標

### (1) 森林の整備と保全

埼玉県には、12万3千haの森林があり、県の西部地域及び秩父地域を中心に県土の約1/3を占めている。これらの森林は、地球温暖化の防止や水源のかん養、災害の防止など重要な公益的機能を有し、全ての県民に大きな恩恵を与えてきている。この公益的機能は、森林が健全な状態に保たれることにより、初めて有効に発揮される。

県内の森林の約半分にあたる6万haは、間伐などの人の手が入ることにより維持されるスギ・ヒノキなどの人工林である。昭和39年の木材の輸入自由化以降、外国産木材に押されるなどして、県産木材が使われなくなったことから、林業従事者が激減し、森林の整備・保全が困難となっている。

このため、県産木材の利用を推進することにより、林業の活性化を図り、全て県民の大切な財産ともいえる県内各地域の森林の整備・保全を推進する。

平成16年度に5万m<sup>3</sup>であった埼玉県産木材の生産量を、平成20年度末に6万5千m<sup>3</sup>にすることを目指す。

### (2) 雇用機会の創出による地域経済の活性化

埼玉県内の西部地域及び秩父地域を中心とする中山間地域においては、古くから林業や木材産業が地域を支える主要な産業の一つであった。近年、県産木材が使われなくなったことから、これらの産業は衰退し雇用機会が失われ、地域の活力が損なわれる状況が生じている。

また、従来、県産木材の需要の大きな部分は、地域の大工・工務店が支え

てきた。近年、住宅産業の構造やユーザーのニーズが大きく変化する中、地域の大工・工務店が扱う木造住宅の数が減少し、それに伴い県産木材の利用も減少してきている。

このため、社会・経済構造に合った県産木材の新たな需要・流通を開拓し、県産木材の利用を推進することにより、林業や木材産業、住宅産業を振興させ、雇用機会を創出し地域経済の活性化を図る。

平成16年度に180戸であった県産木材住宅の着工戸数を、平成18年度末に260戸にすることを旨とする。

### (3) 健康的で安心・安全・快適な住まいづくりの推進

木材は、人にやすらぎやぬくもりを与えてくれるとともに、温度や湿度を調整したり心身に有用な成分を含むなど、人の健康にとって優れた多くの特性を持っている。

新建材等によるシックハウスが大きな社会問題となっている中、住まいの健康に対する県民の関心は高まっている。平成17年度、埼玉県が行った調査によると、96%の人が住まいの健康に関心を持っているとの結果が出ている。

このため、生産地、生産者、加工者が分かる「顔の見える木材流通」を構築し、天然乾燥等による良質な県産木材の供給を促進することにより、健康的で安心・安全な住まいづくりを進める。

「顔の見える木材流通」による木材住宅の着工戸数を、平成18年度末に40戸とすることを旨とする。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

#### (1) 県産木材の利用推進に係る施策

県産木材の利用を効果的・効率的に推進するには、木材の生産・加工・流通から利用まで、いわば川上から川下までボトルネックを生じることなく、地域の様々な産業が振興し発展する必要がある。そのため、現在、県では、木材の生産者・加工者・流通者や建築の設計者・施工者、NPO、そして市町村と密接な連携を図り、次の施策等を実施している。

品質の良い県産木材の安定的供給の促進

ア 県産木材であることを証明して販売する「さいたま県産木材認証制度」の運用

イ 品質の確保された県産木材を供給するため、木材乾燥施設や木材加工

## 施設の整備の支援

- ウ 中小製材業者による共同受注・共同出荷や製品市場への県産木材コーナー設置の支援
  - PR効果、波及効果の高い公共施設等での利用推進
- ア 県有施設の木造・内装木質化を一層進めるために「県有施設の木造化木質化等に関する指針」を平成16年度から運用
- イ 土木工事等での間伐材等の利用を推進するため「間伐材需給情報システム」の運用や土木構造物の事例集作成の実施
- ウ 市町村等の施設整備における県産木材利用に対する支援・助成
  - 木材利用量の多く占める民間住宅での利用促進
- ア 県産木材を使った家づくりに関する事例集等の作成や設計コンペの実施などによるPR、普及
- イ 県産木材住宅の提案や相談に対応できるコーディネーターの養成
- ウ NPOや木材・建築関係者との連携による、木の家づくりセミナーやバスツアー、伐採見学会などの実施
- エ 木材・建築関係者が行う県産木材モデル住宅の建設と運営への支援
  - 未利用木質資源の有効活用の推進
- ア 製材工場から発生する端材・樹皮などの未利用木質資源を原料とする「木質ペレット燃料」の製造施設整備の支援
- イ 公共施設のペレットボイラー設置や一般家庭等のペレットストーブ導入への支援
- ウ 未利用木質資源を活用した新たな資材・製品の開発と利用推進

## (2) 地域再生計画として行う事業の概要

### これまでの経緯

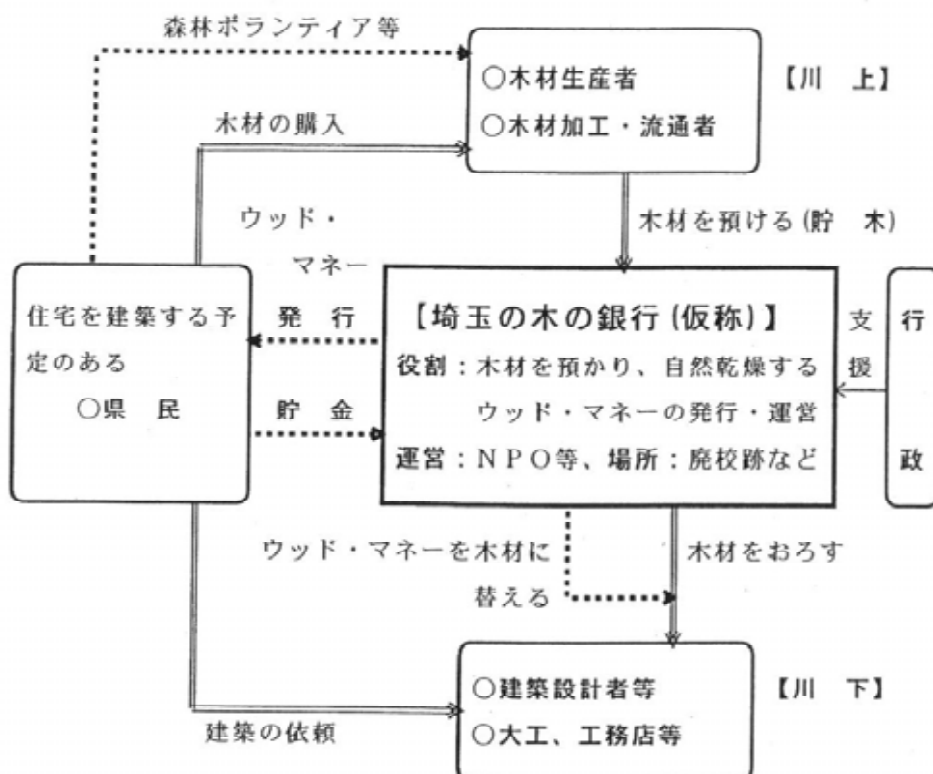
県では、県産木材の利用推進のため、総合的に前述の施策を実施しているが、県産木材の需要の多くを占める民間住宅での利用拡大は特に重要である。平成16年度の県内の木造住宅着工戸数4万1千戸から推計した木材の需要量は2百万 $m^3$ であるのに対して、県産木材の供給量は5万 $m^3$ にとどまっている。少子化等の影響により、今後、住宅着工戸数の増大は見込み難い状況が想定されるが、県産木材の利用拡大には、大きな可能性があると言える。

民間住宅での県産木材の利用拡大を一層図るため、埼玉県では、平成17年度、「森と県民を結ぶ「埼玉の木の銀行構想」プラットフォーム形成調査」を「NPO木の家だいきの会」に委託し協働事業として実施した。その目的は、生産履歴が分かる天然乾燥等による良質な木材をストックし、ユーザ

ーが必要な時に必要な量を供給できる「顔の見える木材流通」のシステムとして、「埼玉の木の銀行構想」の実現化に向けた調査を行うものである。

当調査にあわせて、県内各地域のNPOや林業・木材関係者の参画のもと、「埼玉の木の銀行構想」の実現に必要な検討・調整を行うとともに、天然乾燥木材等を使った家づくりを行う実験事業を実施している。また、当調査の実施を通じて、「埼玉の木の銀行構想」の実現に必要な関係者のネットワーク形成の可能性が見えてきた。

【「埼玉の木の銀行構想」のイメージ】



ウッドマネー：森林再生ファンドとしての機能を持ち、県産木材住宅を建てたいと考える人などが購入し、木材の購入費用にあてることができる。

平成18年度実施予定事業

平成18年度においては、地域再生計画の目標を達成するために、平成17年度に実施した調査の成果を活かし、地域のNPOが主体的な役割を担い、「顔の見える木材流通システム」である「埼玉の木の銀行」の構築に向けた事業を実施する。事業の実施にあたっては、NPOと県民、関係団体、行政などによるネットワークの形成を図りながら取り組むこととする。

その事業の概要は次のとおりである。

ア 県産木材の展示販売等の実験事業

天然乾燥した県産材を1ヶ所に集積・貯木し、一般ユーザーが実際に見て触れることのできる拠点を実験的に開設する。

イ 県産木材でつくる木の家情報発信事業

県産材を使って木の家を建てたい県民に、情報を提供する。実際の木の家づくりのフォローアップはNPO、関係団体等が引き継ぐ。

県民向け木の家セミナーの開催

貯木場見学会の開催

伐採見学会の開催

ウ 県産木材情報発信実験事業

「県産材を使いたい、どこに行ったらよいか分からない」という声に応えるために、一般消費者へのダイレクトな情報発信に関心の高い素材(丸太)生産者・製材所等を募り、県産材の情報発信実験を行う。

素材生産者・製材所等の募集と検討委員会の立ち上げ

情報発信や品質認証等に関する実施計画の策定

発信情報の収集とデータベースの試作

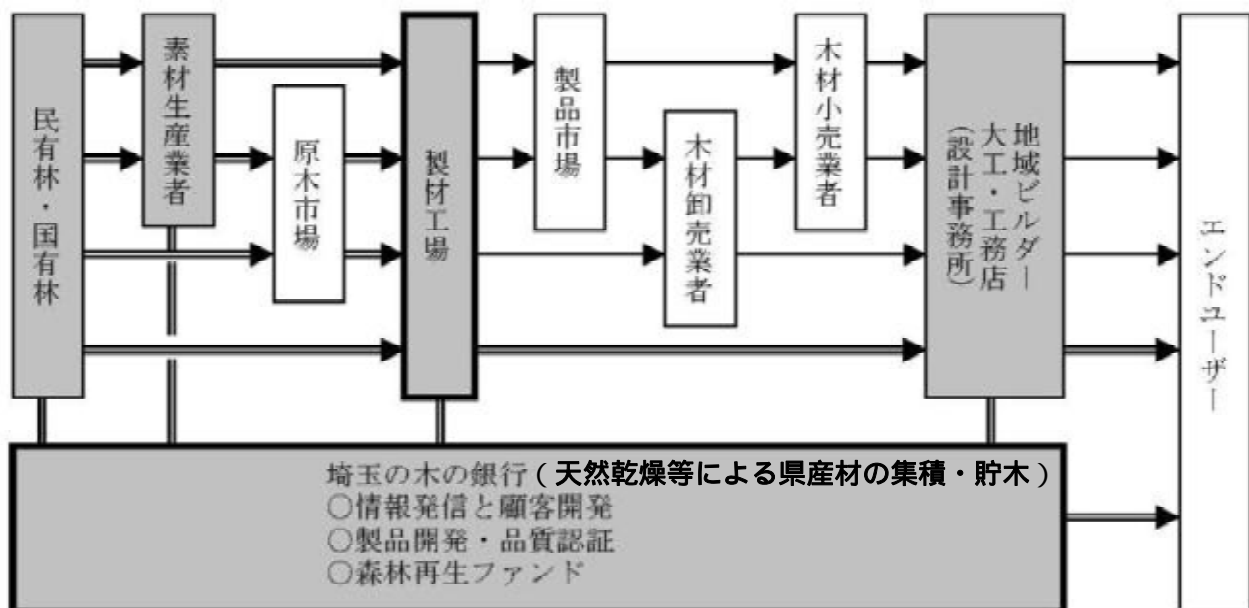
情報発信事業の実験的運用

エ 実験事業の評価と今後の方針

ネットワーク形成上の課題の整理

次年度以降の事業の進め方と関係各主体の役割分担の明確化

【木材の流通と「埼玉の木銀行」】



## 平成19年度以降実施予定事業

平成19年度は、平成18年度事業によって得られたNPOや県民、関係団体、行政などによるネットワークを発展させ、「県産木材展示販売拠点施設」の立ち上げを行う。

また、この施設が主体となり、県産木材の集積・貯木事業や県産木材に関するポータルサイトの開設、設計者・工務店・県民等に対する販売促進活動の実施、江戸時代以来300年余りの伝統をもつ飯能市を中心とする西川材や県内の他の産地材等の県内産地間連携推進などを行う。

さらに、平成20年度は県産木材のトレーサビリティの確保、木材の規格化と特注システムの整備、県産木材の品質データの蓄積などを行い品質管理システムの整備を確立を目指す。

### 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

### 5 - 3 その他の事業

市民活動団体等支援総合事業（ネットワーク形成促進事業）

平成17年度に埼玉県NPO協働提案推進事業で「埼玉の木の銀行構想」プラットフォーム形成調査を実施した「NPO木の家だいすきの会」を中心に製材加工協同組合や市町村・県等による地域ネットワークにより県産木材の展示販売等の実験事業を行い、ネットワーク形成上の課題の明確化、関係各主体の役割分担、事業推進組織の立ち上げ準備等を行う。

県産材の集積・貯木（支援総合事業対象外）

「県産材でつくる木の家情報発信事業」（支援総合事業対象）

・ 県民向けセミナーの開催、貯木場見学会の開催、伐採見学会の開催

「県産材情報発信実験事業」（支援総合事業対象）

・ 製材所の募集、発信情報の検討、情報の収集、ホームページ等の試作、試験運用、木のコーディネート相談の試験運用、実験事業の事後評価

### 6 計画期間

認定の日から平成20年度末

### 7 目標の達成状況にかかる評価に関する事項

計画期間の終了時点で、設定した各目標の達成状況について、次の指標等を用いて評価する。

#### （1）森林の整備・保全について

「埼玉の木の銀行」の県産木材の取扱い量

「埼玉の木の銀行」を通じた森林活動への参加者数

埼玉県内の県産木材の生産量

(2) 地域経済の活性化と雇用の創出について

「埼玉の木の銀行」の県産木材の取扱い量

「埼玉の木の銀行」の住宅整備の取扱い件数

埼玉県内の県産木材住宅の着工件数

(3) 健康的で安心・安全な住まいづくりの推進について

「埼玉の木の銀行」の住宅整備の取扱い件数

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(1) 木材の良さや木の家の魅力のPR・普及

県産木材の利用を拡大するためには、木材の良さや木の家の魅力、県産木材を使う意義などを、県民等に広く普及を図っていく役割が地方公共団体には求められる。

埼玉県では、これまでも、県産木材を使った家づくりに関する事例集等の作成や設計コンペの実施、県産木材住宅の提案・相談に対応できるコーディネーターの養成を行ってきた。また、関係団体などが行う木材や木の家に関するイベントの支援などを実施している。

今後も、NPOや林業・木材・建築関係者、そして市町村と連携を図りながら、木材の良さや木の家の魅力、県産木材を使う意義などを積極的に普及し、県産木材が利用される環境の整備に努めていく。

(2) 木造建築物に関する法規制等の見直し

埼玉県産木材の利用を拡大するためには、最も木材需要量の大きい民間住宅での利用を促進するとともに、PR効果、普及効果の高い公共施設や業務施設などでの利用を進める必要がある。

一定規模以上のこれらの建築物は、建築基準法により耐火建築物としなければならない。木造とするためには、同法による「耐火性能検証法」の適用が必要となる。しかし、これには多くの時間と費用を要するため、これら建築物の木造化が進まない要因の一つとなっている。

このため、埼玉県では、平成16年度に「構造改革特区」制度により、木造の耐火建築物の構造を明示するなどして、申請の負担を軽減し、建築基準法による「耐火性能検証法」を、より運用しやすくすることを国に要望している。

今後も、木造建築物の安全性の確保等を前提として、「耐火性能検証法」

の見直しも含めて、より木材が使いやすくなるよう、必要な法規制等の見直しを要望していく。